四　支援協議会の構成員が団体である場合にあっては、当該団体の構成員であること。

五　前各号のいずれかに該当する者に対し、登録住宅のうち、法第二十一条第一項の規定による通知に係る同項に規定する被保護入居者（次条において「被保護入居者」という。）が入居するものの管理を委託していること。

第三条　（略）

（通知の方法）

第四条　法第二十一条第一項の規定による通知は、別記様式第一号による通知書により行うものとする。

２　前項の通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、保護の実施機関（生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。第三十七条第二項において同じ。）が次に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

一　当該通知をしようとする者が第二条各号に掲げる要件のいずれかに該当することを証する書面

二　（略）

第三章　居住安定援助賃貸住宅事業

（居住安定援助計画の認定の申請）

第五条　法第四十条第一項の規定により居住安定援助計画の認定（第七条及び第八条において「認定」という。）を申請しようとする者は、別記様式第二号による申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

（法第四十条第二項第七号の国土交通省令・厚生労働省令で定める者）

第六条　法第四十条第二項第七号の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、配偶者その他の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）であって、日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者と生計を一にするものとする。

（居住安定援助計画の記載事項）

第七条　法第四十条第二項第十一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる事項については、都道府県知事等において当該事項の記載の必要がないと認めるときは、当該事項の記載を省略させることができる。

一　認定を受けようとする者が法人である場合においては、その役員の氏名

二　認定を受けようとする者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称、住所並びにその代表者及び役員の氏名）

三　居住安定援助賃貸住宅の名称

四　着工又は竣工の年月

五　居住安定援助賃貸住宅に関する権利の種別及び内容

六　居住安定援助賃貸住宅への入居に関する問合せを受けるための連絡先

四　第一号の構成員が団体である場合にあっては、当該団体の構成員であること。

五　前各号のいずれかに該当する者に対し、法第十条第五項に規定する登録住宅のうち、法第二十一条第一項の規定による通知に係る同項に規定する被保護入居者（次条において単に「被保護入居者」という。）が入居するものの管理を委託していること。

第二条　（略）

（通知の方法）

第三条　法第二十一条第一項の規定による通知は、別記様式による通知書により行うものとする。

２　前項の通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関が次に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

一　通知をしようとする者が第一条各号に掲げる要件のいずれかに該当することを証する書面

二　（略）

（新設）

（新設）

（新設）